

# 令和4年第3回下仁田町議会定例会会議録第2号（7日）

招集年月日	令和4年9月5日								
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場								
開閉会日時 及び宣言	開 会	令和4年 9月 5日午前10時00分				副議長	千野 榮 治		
	閉 会	令和4年 9月16日午前10時14分				副議長	千野 榮 治		
議員出席状況	議席番号	氏 名	応招 不応招 別	出欠席 別	議席番号	氏 名	応招 不応招 別	出欠席 別	
応 招 12名 不応招 0名 出 席 11名 欠 席 1名 欠 員 0名	1	小井土 光 弘	○	○	7	佐 藤 博	○	○	
	2	大 手 博 幸	○	○	8	千 野 榮 治	○	○	
	3	佐々木 信 也	○	○	9	島 崎 紘 一	○	×	
	4	岡 田 邦 敏	○	○	10	堀 口 博 志	○	○	
	5	木 暮 弘 元	○	○	11	岡 田 武 二	○	○	
【凡 例】 ○応招・出席を 示す ×欠席・不応招 を示す	6	岩 崎 正 春	○	○	12	佐 藤 公 夫	○	○	
会議録署名議員	3番	佐々木 信 也	4番		岡 田 邦 敏				
職務のため議場に 出席したものの氏名	事務局 長	佐 藤 正 明			書 記	佐 藤 里 奈			
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	原 秀 男			福 祉 課 長	猪 野 と も え			
	教 育 長	里 見 立 夫			保 健 課 長	岩 井 収			
	総 務 課 長	岡 野 均			農 林 課 長	佐 藤 圭 司			
	企 画 課 長	神 戸 領 栄			商 工 観 光 課 長	林 光 一			
	住 民 税 務 課 長	下 山 光 一			建 設 水 道 課 長	荻 野 文 昭			
	会 計 課 長	岡 野 宏 巳			教 育 課 長	竹 内 誠			

## 議 事 日 程 別紙のとおり

---

### 会 議 に 付 し た 議 件

---

- 1 報告第4号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 報告第5号 令和3年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
- 報告第6号 有限会社産業開発しもにた経営状況の報告について
- 2 第46号議案 下仁田町等公平委員会委員の選任について
- 3 第47号議案 下仁田町教育委員会委員の任命について
- 4 議案第48号 下仁田町議会議員定数条例の一部を改正する条例
- 5 第49号議案 令和4年度下仁田町一般会計補正予算（第2号）
- 第50号議案 令和4年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第51号議案 令和4年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第52号議案 令和4年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第53号議案 令和4年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 第54号議案 令和3年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第55号議案 令和3年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第56号議案 令和3年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第57号議案 令和3年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第58号議案 令和3年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第59号議案 令和3年度下仁田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 7 代表監査委員による決算審査結果報告

### 会 議 の 経 過

---

開 会 令和4年9月7日 午前10時00分

---

○副議長 千野榮治 これから本日の会議を開きます。

---

○副議長 千野榮治 日程第1、報告第4号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを、総務課長に報告を求めます。総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、報告第4号を朗読し、ご報告申し上げます。

報告第4号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和3年度決算における健全化判断比率について、別紙監査委員の意見を付して、次のとおり報告します。

記、実質赤字比率、数値なし。連結実質赤字比率、数値なし。実質公債費比率8.6%。将来負担比率10.5%。いずれの数字も早期健全化基準比率以内でございます。

令和4年9月5日提出、下仁田町長 原秀男。

以上、ご報告させていただきます。

---

○副議長 千野榮治 次に、報告第5号 令和3年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告についてを、建設水道課長に報告を求めます。建設水道課長

(荻野文昭建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 荻野文昭 命によりまして、報告第5号を朗読し、ご報告申し上げます。

報告第5号 令和3年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和3年度における公営企業資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告します。

記、特別会計の名称、水道事業会計、浄化槽整備事業特別会計。いずれの会計におきましても、資金不足の状態ではございませんので、資金不足比率の欄には数値が記載されておられません。

令和4年9月5日提出、下仁田町長 原秀男。

以上、報告させていただきます。

---

○副議長 千野榮治 次に、報告第6号 有限会社産業開発しもにた経営状況の報告についてを、商工観光課長に報告を求めます。商工観光課長

(林光一商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 林光一 命によりまして、報告第6号を朗読し、ご報告申し上げます。

報告第6号 有限会社産業開発しもにた経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社産業開発しもにたの経営

状況を別紙のとおり報告する。

令和4年9月5日提出、下仁田町長 原秀男。

なお、添付書類の有限会社産業開発しもにた決算報告書第20期でございますが、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○副議長 千野榮治 以上で報告は終わりました。

---

○副議長 千野榮治 次に、日程第2、第46号議案 下仁田町等公平委員会委員の選任についてを議題として、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第46号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第46号議案 下仁田町等公平委員会委員の選任について。

下記の者を下仁田町等公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、XXXXXXXXXX。氏名、神戸邦夫、XXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXX。任期、令和4年10月1日から令和8年9月30日まで。

令和4年9月5日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由ですが、大澤薫氏が、令和4年9月30日をもって任期満了となるためです。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第46号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 千野榮治 ご異議ないものと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○副議長 千野榮治 次に、日程第3、第47号議案 下仁田町教育委員会委員の任命についてを議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長

(竹内誠教育課長 登壇)

○教育課長 竹内誠 命によりまして、第47号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第47号議案 下仁田町教育委員会委員の任命について。

下記の者を下仁田町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、[REDACTED]。氏名、大澤知子、[REDACTED]。  
[REDACTED]。任期、令和4年10月1日から令和8年9月30日まで。

令和4年9月5日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由、長井由美子氏の任期が令和4年9月30日に満了となるためでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○副議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第47号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 千野榮治 ご異議ないものと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○副議長 千野榮治 次に、日程第4、議案第48号 下仁田町議会議員定数条例の一部を改正する条例を議題とし、提案者より提案理由の説明を求めます。

堀口議員

(10番 堀口博志議員 登壇)

○10番 堀口博志 議案第48号を朗読し、提案申し上げます。

下仁田町議会議員定数条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び下仁田町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和4年9月5日 下仁田町議会議長 島崎紘一様。

提出者、下仁田町議会議員 堀口博志、賛成者、同 小井土光弘、賛成者、同、大手博幸、賛成者、同、佐々木信也、賛成者、同、岡田邦敏、賛成者、同、木暮弘元、賛成者、同、佐藤博、賛成者、同、岡田武二。

下仁田町議会議員定数条例の一部を改正する条例。

下仁田町議会議員定数条例の一部を次のように改正する。

本則中「12人」を「10人」に改める。

附則。

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提出の理由。

近年の人口減少を鑑み、議員定数の適正化を図る。

以上でございます。

○副議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論ございませんか。佐藤公夫君

(12番 佐藤公夫議員 登壇)

○12番 佐藤公夫 ただいまの議案に反対の討論をいたします。

あらかじめ議長に承諾願いたいんですけれども、場合によりますと、大変長くなるかもしれませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

過日、議員定数削減のための委員会が開かれました。その中で、12人の定数を削減したいという議長の提案で、私ただ一人だけが、12人の現状維持ということで、そのほかの議員の皆さんは全部、定数削減10と、次の通常選挙から下仁田町議会議員の定数を10にすると、こういう議員協議会での話がまとまりました。

現状の下仁田町議会の12人の中であっても、執行機関に対するチェック機能、執行機関に対する提案権、誠に乏しいというか、執行機関に対する提案、チェック機能が大変少ないと。こういう中で12人を10人にすれば、なお提案権、チェック機能、さらに少なくなることが危惧されております。それゆえに、10人でなくて12人のままで、予算案に対するチェック機能、あるいは今回提案されている決算についてのチェック機能、これを議会の機能として十分果たすには、12人のままで、さらにチェック機能、提案機能を充実させる必要があると思います。

顧みれば、令和3年度予算についても、チェック機能が働いたのは町長車の購入ぐらいで、あと、予算に関するチェック機能は、観光協会に対する1,000万円の補助金、このような程度の議会としての機能では、10人ではさらにチェック機能が衰退すると思いますので、提案者を含めて賛同者の皆さん、この議案を取り下げるようお願いをしたいと思います。

なお、今回の議案につきましては、提案者、賛成者とも、過去の議長不信任案、副議長不信任案、議員報酬減額は、全て提案者と賛同者が同じメンバーであります。この辺も誠に危惧する部分がありますので、採決の前に議案を取り下げていただくようお願いをして、反対の討論といたしますので、提出者を含めて、賛同者の方は賛成討論を用意して登壇していただきたいと思ひます。

どうか取下げの方向でご検討願いたいと思います。

- 副議長 千野榮治 ほかに討論はございますか。  
(「ほかに討論じゃなくて、賛成討論してもらわなきゃしょうがないかんべ」の声あり)
- 副議長 千野榮治 賛成討論をしてくださいということですが、賛成討論していただける方はいらっしゃいますか。  
(発言する声なし)
- 副議長 千野榮治 ないようでございますので、討論を終結して採決いたします。議案第48号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手多数)
- 副議長 千野榮治 挙手多数です。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

- 
- 副議長 千野榮治 次に、日程第5、第49号議案から第53号議案までの各議案を一括議題といたします。

第49号議案 令和4年度下仁田町一般会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

- 総務課長 岡野均 命によりまして、第49号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第49号議案 令和4年度下仁田町一般会計補正予算(第2号)。

令和4年度下仁田町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,551万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億3,336万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年9月5日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上

げます。

初めに、歳入です。

1 1 款地方交付税 2 億 4, 5 0 2 万 6, 0 0 0 円、1 5 款国庫支出金 1, 1 9 2 万 5, 0 0 0 円、1 6 款県支出金 2 5 3 万 4, 0 0 0 円、1 7 款財産収入 1 0 0 万円、1 8 款寄附金 1 5 万円、1 9 款繰入金 7, 5 6 2 万 1, 0 0 0 円の減、2 0 款繰越金 9, 2 2 0 万 5, 0 0 0 円、2 2 款町債 8, 1 7 0 万円の減、歳入合計 4 9 億 3, 7 8 4 万 4, 0 0 0 円に 1 億 9, 5 5 1 万 9, 0 0 0 円を追加し、5 1 億 3, 3 3 6 万 3, 0 0 0 円としたいとするものです。

3 ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款議会費 2 4 3 万 3, 0 0 0 円の減、2 款総務費 1 億 6, 6 4 3 万 7, 0 0 0 円、3 款民生費 6 6 6 万 2, 0 0 0 円、4 款衛生費 1, 1 3 5 万 9, 0 0 0 円、6 款農林水産業費 5 0 8 万 1, 0 0 0 円の減、7 款商工費 2 6 0 万 4, 0 0 0 円の減、8 款土木費 3, 7 3 3 万 7, 0 0 0 円、9 款消防費 1, 2 0 0 万 3, 0 0 0 円の減、1 0 款教育費 4 1 4 万 5, 0 0 0 円の減。

4 ページをお願いいたします。

歳出合計 4 9 億 3, 7 8 4 万 4, 0 0 0 円に 1 億 9, 5 5 1 万 9, 0 0 0 円を追加し、5 1 億 3, 3 3 6 万 3, 0 0 0 円としたいとするものでございます。

5 ページをお願いいたします。

第 2 表地方債補正（変更）です。

起債の目的は、過疎対策事業債で、限度額 1 億 7, 8 1 0 万円から 4, 3 7 0 万円を減額し限度額 1 億 3, 4 4 0 万円に、公営住宅建設事業債は、限度額 3 7 0 万円を減額しゼロ円に、臨時財政対策債は、限度額 7, 0 0 0 万円から 3, 4 3 0 万円を減額し 3, 5 7 0 万円としたいとするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正の前と同じでございます。

6 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括につきましては、省略をさせていただきます。また、9 ページの 2、歳入、1 2 ページの 3、歳出につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。



○副議長 千野榮治 次に、第50号議案 令和4年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、第51号議案 令和4年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び第52号議案 令和4年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を福祉課長に求めます。福祉課長

（猪野ともえ福祉課長 登壇）

○福祉課長 猪野ともえ 命によりまして、第50号議案から第52号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第50号議案 令和4年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度下仁田町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ402万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,376万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月5日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

6款繰入金1,099万9,000円の減、7款繰越金1,502万円、歳入合計9億2,974万7,000円に402万1,000円を追加し、9億3,376万8,000円としたいとするものです。

次に、歳出でございます。

10款予備費402万1,000円、歳出合計9億2,974万7,000円に402万1,000円を追加し、9億3,376万8,000円としたいとするものです。

次のページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括につきましては、省略させていただきます。5ページの2、歳入、3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

す。

次に、第51号議案をお願いします。

第51号議案 令和4年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月5日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入でございます。

3款繰入金188万4,000円の減、4款繰越金188万4,000円、歳入合計1億5,338万1,000円で、補正予算額の増減はございません。

次のページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括につきましては、省略させていただきます。4ページ、2、歳入につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、第52号議案をお願いします。

第52号議案 令和4年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度下仁田町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,969万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,471万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月5日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げ

げます。

初めに、歳入でございます。

3款国庫支出金46万2,000円、4款支払基金交付金21万5,000円、5款県支出金18万2000円、7款繰入金105万2,000円、8款繰越金4,778万4,000円、歳入合計14億502万2,000円に4,969万5,000円を追加し、14億5,471万7,000円としたいとするものです。

次に、歳出でございます。

1款総務費41万7,000円、5款地域支援事業費79万6,000円、7款諸支出金4,848万2,000円、歳出合計14億502万2,000円に4,969万5,000円を追加し、14億5,471万7,000円としたいとするものです。

次のページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括につきましては、省略させていただきます。5ページ、2、歳入、7ページ、3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○副議長 千野榮治 次に、第53号議案 令和4年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。建設水道課長

（荻野文昭建設水道課長 登壇）

○建設水道課長 荻野文昭 命によりまして、第53号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第53号議案 令和4年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）、令和4年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,980万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月5日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入、6款繰入金26万3,000円、歳入合計7,954万5,000円に26万3,000円を追加し、7,980万8,000円としたいとするものでございます。

次に、歳出です。

歳出、1款浄化槽事業費26万3,000円、歳出合計7,954万5,000円に26万3,000円を追加し、7,980万8,000円としたいとするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、省略させていただきます。

なお、4ページの2、歳入、3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明しましたので、省略させていただきます。

以上でございます。

○副議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、第49号議案から第53号議案に対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをいたします。

それでは、質疑を願います。質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○副議長 千野榮治 それでは、質疑がないようですので、質疑を終結して、第49号議案から第53号議案の5議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 千野榮治 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

10分ほど休憩をさせていただきます。10時50分から再開をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

休 憩 午前10時39分

(茂木監査委員入室)

再 開 午前10時50分

○副議長 千野榮治 休憩を解いて再開いたします。

○副議長 千野榮治 次に、日程第6、第54号議案から第59号議案までの各議案を一括議題といたします。

まず、第54号議案 令和3年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第54号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

決算書3ページをお願いいたします。

第54号議案 令和3年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度下仁田町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次ページをお願いいたします。

令和3年度下仁田町一般会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入でございます。款の区分と収入済額を申し上げます。

1款町税7億9,656万1,735円、2款地方譲与税8,016万2,000円、3款利子割交付金51万1,000円、4款配当割交付金411万5,000円、5款株式等譲渡所得割交付金453万9,000円、6款法人事業税交付金793万3,000円、7款地方消費税交付金1億7,725万1,000円、8款ゴルフ場利用税交付金1,293万9,150円、9款環境性能割交付金552万3,000円、10款地方特例交付金1,362万4,000円、11款地方交付税28億2,273万3,000円、12款交通安全対策特別交付金120万円、13款分担金及び負担金1,711万9,328円、14款使用料及び手数料3,616万1,906円。

次ページをお願いいたします。

15款国庫支出金8億615万7,926円、16款県支出金3億4,055万6,417円、17款財産収入433万5,780円、18款寄附金1億85万1,582円、19款繰入金9,324万9,310円、20款繰越金5,090万1,483円、21款諸収入6,597万1,329円、22款町債3億9,710万円、歳入合計の収入済額は58億3,949万6,946円です。

8ページをお願いいたします。

次に、歳出です。款の区分と支出済額を申し上げます。

1 款議会費 7, 191 万 6 5 0 円、2 款総務費 1 3 億 9 4 万 5, 0 5 4 円、3 款民生費 1 1 億 3, 0 2 0 万 2, 9 6 1 円、4 款衛生費 1 0 億 9 3 1 万 7, 5 4 9 円、5 款労働費 2 0 0 万 7 0 0 円、6 款農林水産業費 3 億 1, 3 3 2 万 4, 7 6 8 円、7 款商工費 9, 4 4 6 万 9, 6 0 4 円、8 款土木費 3 億 1, 3 8 3 万 2, 3 0 8 円、9 款消防費 2 億 2, 9 3 5 万 2, 0 8 9 円、1 0 款教育費 4 億 4 7 8 万 8, 2 2 6 円。

次ページをお願いいたします。

1 1 款災害復旧費 1 億 7, 2 5 2 万 6, 1 6 5 円、1 2 款公債費 6 億 8, 4 5 3 万 1, 1 7 7 円、1 3 款諸支出金 1 6 3 万 9, 7 6 6 円、1 4 款予備費、支出はございません。

歳出合計の支出済額は 5 7 億 2, 8 8 4 万 1, 0 1 7 円でございます。

歳入歳出差引残額は 1 億 1, 0 6 5 万 5, 9 2 9 円でございます。

令和 4 年 9 月 5 日提出、下仁田町長 原秀男。

続きまして、1 2 ページからの令和 3 年度下仁田町一般会計歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので、省略させていただきます。

続きまして、1 9 0 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。一般会計の表中区分を申し上げます。

1、歳入総額 5 8 億 3, 9 4 9 万 6, 9 4 6 円、2、歳出総額 5 7 億 2, 8 8 4 万 1, 0 1 7 円、3、歳入歳出差引額 1 億 1, 0 6 5 万 5, 9 2 9 円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、(2) 繰越明許費繰越額 4 4 9 万 9, 0 0 0 円、(3) 事故繰越繰越額 3 9 5 万 1, 0 0 0 円、計 8 4 5 万円、5、実質収支額 1 億 2 2 0 万 5, 9 2 9 円、6、実質収支額のうち地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定による基金繰入額はございません。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○副議長 千野榮治 次に、第 5 5 号議案 令和 3 年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、第 5 6 号議案 令和 3 年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び第 5 7 号議案 令和 3 年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由の説明を福祉課長に求めます。福祉課長

(猪野ともえ福祉課長 登壇)

○福祉課長 猪野ともえ 命によりまして、第 5 5 号議案から第 5 7 号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

決算書 1 9 1 ページをお願いいたします。

第55号議案 令和3年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次のページをお願いします。

令和3年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入ですが、款の区分と収入済額を申し上げます。

1款国民健康保険税1億5,261万4,692円、2款使用料及び手数料4万7,200円、3款国庫支出金49万円、4款県支出金7億3,170万4,808円、5款財産収入1,679円、6款繰入金6,002万4,192円、7款繰越金1,321万1,486円、8款諸収入1,133万7,771円、歳入合計9億6,943万1,828円でございます。

次のページをお願いします。

次に、歳出でございますが、款の区分と支出済額を申し上げます。

1款総務費547万9,353円、2款保険給付費6億9,216万7,144円、3款国民健康保険事業納付金2億2,701万2,064円、4款共同事業拠出金23円、5款財政安定化基金拠出金はございませんでした。6款保健事業費1,291万3,057円、7款基金積立金1,679円、8款公債費はございませんでした。9款諸支出金1,683万7,112円、10款予備費はございませんでした。

次のページをお願いいたします。

歳出合計9億5,441万432円。

歳入歳出差引残額1,502万1,396円。

令和4年9月5日提出、下仁田町長 原秀男。

次の198ページから223ページまでの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

224ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

国民健康保険特別会計、1、歳入総額9億6,943万1,828円、2、歳出総額9億5,441万432円、3、歳入歳出差引額1,502万1,396円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでした。5、実質収支額1,502万1,396円、6、実質収支額のうち、地方自治法

第233条の2の規定による基金繰入額はございませんでした。

225ページをお願いいたします。

第56号議案 令和3年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次のページをお願いいたします。

令和3年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入ですが、款の区分と収入済額を申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料8,474万9,300円、2款使用料及び手数料5,200円、3款繰入金4,799万6,770円、4款繰越金156万8,504円、5款諸収入573万5,677円、歳入合計1億4,005万5,451円でございます。

次のページをお願いします。

次に、歳出でございますが、款の区分と支出済額を申し上げます。

1款総務費222万7,716円、2款保健事業費581万4,648円、3款後期高齢者医療広域連合納付金1億3,005万5,993円、諸支出金7万2,000円、5款公債費はございませんでした。6款予備費もございませんでした。

歳出合計1億3,817万357円。

歳入歳出差引残額188万5,094円。

令和4年9月5日提出、下仁田町長 原秀男。

次の230ページから237ページまでの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

238ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

後期高齢者医療特別会計、歳入総額1億4,005万5,451円、2、歳出総額1億3,817万357円、3、歳入歳出差引残額188万5,094円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでした。5、実質収支額188万5,094円、6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

239ページをお願いします。



第57号議案 令和3年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次のページをお願いします。

令和3年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入でございますが、款の区分と収入済額を申し上げます。

1款保険料2億2,127万7,617円、2款使用料及び手数料1万7,700円、3款国庫支出金3億9,121万2,300円、4款支払基金交付金3億5,374万5,000円、5款県支出金1億9,965万3,000円、6款財産収入2,629円、7款繰入金1億9,799万7,281円、8款繰越金1,371万259円、9款諸収入57万9,097円、歳出合計13億7,819万4,883円。

次のページをお願いします。

次に、歳出でございますが、款の区分と支出済額を申し上げます。

1款総務費1,008万545円、2款保険給付費12億3,405万7,756円、3款財政安定化基金拠出金はございませんでした。4款基金積立金2,630円、5款地域支援事業費6,678万4,968円、6款公債費はございませんでした。7款諸支出金1,794万8,636円、8款予備費はございませんでした。

次のページをお願いいたします。

歳出合計13億2,887万4,535円。

歳入歳出差引残額4,932万348円。

令和4年9月5日提出、下仁田町長 原秀男。

次の246ページから273ページまでの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

274ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

介護保険特別会計、1、歳入総額13億7,819万4,883円、2、歳出総額13億2,887万4,535円、3、歳入歳出差引額4,932万348円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでした。5、実質収支額4,932万348円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額が153万5,765円でございます。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

○副議長 千野榮治 次に、第58号議案 令和3年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、第59号議案 令和3年度下仁田町水道事業会計利益の処分及び決算認定についての提案理由の説明を建設水道課長に求めます。建設水道課長

(荻野文昭建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 荻野文昭 命によりまして、第58号議案、第59号議案をご提案、ご説明いたします。

決算書の275ページをお願いいたします。

第58号議案 令和3年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次のページをお願いいたします。

令和3年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入、款の区分と収入済額を申し上げます。

1款分担金及び負担金443万9,136円、2款使用料及び手数料2,212万1,771円、3款国庫支出金1,631万5,000円、4款県支出金368万6,000円、5款財産収入521円、6款繰入金1,080万7,498円、7款繰越金100万円、8款諸収入61万1,980円、9款町債920万円、歳入合計6,818万1,906円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、款の区分と支出済額を申し上げます。

1款浄化槽事業費5,750万3,791円、2款公債費967万8,115円、3款予備費は支出はございません。

歳出合計6,718万1,906円。

歳入歳出差引残額100万円。

令和4年9月5日提出、下仁田町長 原秀男。

次の280ページから287ページまでの令和3年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

288ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

浄化槽整備事業特別会計、区分1、歳入総額6,818万1,906円、

2、歳出総額6,718万1,906円、3、歳入歳出差引額100万円、  
4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額100万円、  
6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額  
はございません。

以上でございます。

続きまして、別冊の水道事業決算書の1ページをご覧ください。

第59号議案 令和3年度下仁田町水道事業会計利益の処分及び決算認定  
について、令和3年度水道事業会計未処分利益剰余金5,510万4,817  
円のうち2,000万円を減債積立金に積み立て、1,479万7,365  
円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

また、地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度水道事業  
会計収入支出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月5日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

令和3年度下仁田町水道事業会計決算報告書。

収益的収入及び支出でございますが、款の区分と決算額のみを申し上げます。

収入、第1款水道事業収益2億5,134万4,824円、支出、第1款  
水道事業費用2億3,079万366円、資本的収入及び支出でございます  
が、同じく款の区分と決算額のみを申し上げます。

収入、第1款資本的収入9,327万164円、支出、第1款資本的支出  
1億6,639万1,105円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,312万941円は、  
繰越工事資金250万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額  
185万9,167円、当年度分損益勘定留保資金5,396万4,409  
円、減債積立金1,479万7,365円で補填した。

7ページ以降の説明につきましては、さきの全員協議会でご説明しました  
ので、省略をさせていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○副議長 千野榮治 第54号議案から第59号議案の提案説明が終わりましたの  
で、監査委員から監査結果の報告を願います。監査委員

(茂木吉成監査委員 登壇)

○監査委員 茂木吉成 監査委員の茂木吉成です。

ご指名を受けましたので、令和3年度下仁田町一般会計・特別会計決算及

び基金運用状況並びに公営企業会計決算について審査しましたので、その結果を報告いたします。

去る8月2日から8月4日までの期間にわたりまして、岩崎監査委員と共に、地方自治法第233条第2項、第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された書類を審査いたしました。

また、平成19年6月に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定による審査も併せて実施いたしました。

審査の対象ですが、一般会計及び特別会計においては、令和3年度下仁田町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、浄化槽整備事業特別会計の各歳入歳出決算書、令和3年度下仁田町各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、基金の状況一覧等であります。公営企業会計においては、令和3年度下仁田町水道事業会計決算書であります。

審査の方法ですが、町長から提出されました令和3年度各会計の決算書類及び附属書類は法令に規定された様式に基づき作成されているか、また、計数が正確であるかを確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明聴取を受けました。

基金の状況一覧は、その計数が正確であるか、また、基金が正確に運用されているかなどを主眼にして審査を実施いたしました。

公営企業会計は、関係書類が法令の規定に従い作成され、経営成績、財政状態を検証するため、諸帳簿等の突合を実施し、地方公営企業法第3条の趣旨にのっとり事業が運営されているかを主眼に審査し、必要に応じて関係職員から説明を聴取いたしました。

次に、審査の結果ですが、審査に付された各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び証書類は、いずれも法令で示す様式を調べ、その計数は正確でありました。

予算の執行状況は、以前に比べまして、予算額と支払済額との差額の過大さは見受けられなくなりました。

なお、不用額の大きな項目については、それぞれ担当から概要を説明済みです。

基金について、計数及び運用状況は適正に管理・運用されておりました。

公営企業会計処理は、企業会計原則に準拠して行われ、その計算は正確であり、各事業の経営成績及び財政状態は適正に表示しているものと認められました。

次に、財政健全化審査は、町長から提出されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づきまして審査をいたしました。

また、経営健全化審査も、町長が提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき審査をいたしました。

いずれも適正に作成されており、その基準をクリアしています。

次に、審査の概要を述べますので、今後の行政執行に留意をお願いしたいと思います。

一般会計、特別会計に共通して言えることは、予算執行においては、さきにも申しあげましたように、予算額と支払済額との差額は改善されております。予算の策定に当たっては、資料の収集に努め、経常的経費も常に見直しを行い、単に前年踏襲にならないように適正な予算額の計上に努めていただきたい。

また、税の公平負担の原則の立場から、滞納者に寄り添った納税相談や早期催促、早期調査、早期差押え、早期執行停止や現年度滞納処分に係る給料や年金の差押えによる滞納の高額化の抑制等、滞納者対策を積極的に行った結果、町税全体の収納率は99.11%で県内第6位の収納率となっており、収納未済額圧縮に向け努力されたことが伺えます。

歳入確保や公平負担の原則遵守のために、自主納付思想啓発、悪質滞納者への法的手段も含め、徴収方法のさらなるレベルアップにより、滞納額の圧縮及び収納率向上に引き続き取り組まれます。

令和3年度以降も、新型コロナウイルス感染症の影響による税収減少や徴収率減少も懸念されます。税減免措置による税収減分は、交付税措置や交付金、国庫補助金等で補填されるとはいえ、今後もよりきめ細やかな納税対応を推進願いたい。

次に、公営企業会計水道事業は、人口減少に伴い早急な回復は望めない現状下においては、主要施策と実現方策として、経年管や施設の計画的更新や耐震化、災害時の給水体制の充実、水質検査や水質監視に係る管理体制の強化、濁水対策、有収率の向上や経費節減等の運営基盤強化、環境への配慮等の取組を推進・徹底し、経営のさらなる安定化に努められたい。

最後になりましたが、今後の財政運営につきましては、これまで行ってきた行財政改革を引き続き推進するとともに、効果的な事業運営と健全な財政運営に努め、下仁田町民福祉の向上に一層努力されますようお願いいたします。

以上で、下仁田町一般会計、特別会計、公営企業会計の監査意見を申し上

げました。よろしくお願いいたします。

以上であります。

○副議長 千野榮治 監査委員のご報告、ありがとうございます。

監査の結果の報告が終わりましたので、第54号議案から第59号議案に対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをいたします。

それでは、質疑をお願いいたします。佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 一般会計の33ページ、基金運用収入について、財政調整基金の令和3年度の積立金が3億5,000万円ほど出ております。通常の会計年度だというと、なかなかこれだけの積み増しができないかと思うんですけども、幸か不幸か、コロナ対策に対する国の交付金等の支給により、これだけの金額が積み増せたんだというふうに理解しております。ただ、財政調整基金の使い道はご承知のとおりでございますので。

ただ、14億円の財政調整基金の中で運用収入が35万円しかない、これは無理はないですね、金融機関の金利も、本当に紙みたいなような金利ですから。

令和3年度、3億5,000万円を積み増すことよりも、世界的にノーカーボンと、そういう中で、1年間に公民館、第二庁舎、本庁舎合わせての電気料金が400万円をオーバーするかというふうに思います。この3億5,000万円のうち3億円だけ財政調整基金に積み立てて、約5,300万円を公民館、第二庁舎、本庁舎に太陽光発電を設置することによって、1年間、400万円以上の電気料金の支出がなくなる見込みです。

5,300万円あれば、既にご承知のように、太陽光パネルは大変廉価になっております。あわせて、夜間使用の多い本庁舎においては、太陽光発電設備のほかにバッテリー1基を購入すれば、現状ある非常用発電機の買換えはしなくて済むと思うんですけども、その辺、令和4年度で財政調整基金、また積立てになるかと思うんですけども、積み立てる前に、電気料金が大幅に値上がりしているのは、それぞれの家庭でも実感として承知しているかと思っておりますので、町の電気料だからいいや、人の金だということではなくて、その辺のところをご検討願えますか。

○副議長 千野榮治 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えさせていただきます。

確かに議員ご指摘のとおり、電気料金につきましては、電気供給会社のほ

うから、今後値上がりをさせていただきたいというようなご通知もいただいでございます。先ほど財政調整基金の運用方法ということでございまして、昨年、議員からご意見をいただいて、国債等の運用もしたらどうかというご意見をいただきまして、昨年より国債のほうの運用も凶っているところでございます。

先ほどご意見がございました、電気料金の値上がりに対して太陽光発電の導入はいかがかというようなご意見ですけれども、今後、そういうこともご相談させていただき、検討をさせていただければと思います。よろしく願いします。

○副議長 千野榮治 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 ご検討という答弁をいただきましたけれども、することに対して検討するんだか、検討してみたけれども太陽光の導入はしない。検討は、設置するという方向で検討するんですか。

○副議長 千野榮治 総務課長

○総務課長 岡野均 その部分も含めまして、例えば太陽光発電を設置する、パネルを設置するといった場合に、庁舎の屋上等が考えられますけれども、設置したときの強度であるとか、庁舎の耐震性であるとかということも加味しながら、検討させていただければと思います。

○副議長 千野榮治 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 庁舎等の耐震調査については、ご承知のように大金をかけて、庁舎も全て耐震に耐えられる、ある一定程度の地震には耐えられる構造になっておるわけですけれども、なおかつ、太陽光パネルを載せるについて、設計上の問題もあるかと思うんですけれども、それがクリアできた場合にいかがしますか。

○副議長 千野榮治 総務課長

○総務課長 岡野均 重量等を計算して、耐震性、強度等に問題がないということであれば、前向きに検討はさせていただきたいと思います。

○副議長 千野榮治 どうぞ。

○12番 佐藤公夫 14億円で30万円ですよ、運用収入が。令和3年度末、積立て17億円あることだから、値上がりする電気料金を少しでもカバーをして、その分、住民福祉のほうに予算を回せると。

10年間我慢をすれば、設置費用は完全に取り戻すことができます。東電に売り渡すわけでないので、太陽光設置をしても、20年間という縛りの期間もありませんので、庁舎がある限り太陽光の恩恵を受けられるわけですの

で、ぜひ前向きに、導入する方向で検討をお願いします。

○副議長 千野榮治 ほかにございますか。

(「議事録に残るから質問したほうがいいぞ」の声あり)

○副議長 千野榮治 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○副議長 千野榮治 それでは、質疑がないようですので、質疑を終結して、第54号議案から第59号議案の6議案については、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 千野榮治 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

○副議長 千野榮治 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

---

散 会

令和4年9月7日

午前11時46分